

## 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正

2026年7月1日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届け出た防災業務計画を本日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

### 防災業務計画の修正の要旨

#### (1) 原子力災害対策指針改正に伴う変更

2025年10月3日付の原子力災害対策指針(注1)の改正を反映しました。

- ・ 当該指針から東海地震予知情報・注意情報に関する記載が削除されたことに伴い、警戒事態に該当する事象から「東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合」という項目を削除しました。

#### (2) 記載の適正化

注1 原子力災害対策指針とは、原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者等が原子力災害対策を円滑に実施するために原子力規制委員会が定めた指針です。

以上